

景観形成重点地区(隅田川沿川地区)の景観形成基準に対する措置状況説明書(工作物の新設等)

| 当該行為における景観づくりに関する考え方 | |
|----------------------|---|
| | 記載欄 |
| 配置 | |
| | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、配置の工夫など、まちなみとの調和に配慮します。 |
| | 記載欄 |
| 高さ・規模 | |
| | まちなみに調和し圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保します。 |
| | 記載欄 |
| 規模 | 水上や遊歩道から見たときに圧迫感を感じる、長大な壁面の工作物とならないよう配慮します。 |
| | 記載欄 |
| 形態・意匠・色彩 | |
| 形態 | 工作物の形態・意匠は、まちなみとの調和に配慮します。 |
| | 記載欄 |
| 意匠 | 擁壁は壁面緑化などにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 |
| | 記載欄 |
| 色彩 | 工作物の色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準への適合を図り、まちなみとの調和に配慮します。強い色調は、アクセントとして用いるにとどめます。 |
| | 記載欄 |

| 緑化等 | |
|-----|---|
| 緑化 | 敷地内や壁面などを緑化することにより、まちなみとの調和やうるおいの創出に努めます。 |
| | 記載欄 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

| |
|--|
| |
|--|